



2020年3月30日

各位

会社名 株式会社ピクセラ  
 代表者名 代表取締役社長 藤岡 浩  
 (コード番号: 6731 東証第二部)  
 問合せ先 取締役 池本敬太  
 (TEL. 06-6633-3500)

**第三者割当による第10回新株予約権(行使価額修正条項付)の払込完了に関するお知らせ**

当社は、2020年3月6日(以下「発行決議日」といいます。)付及び同年3月11日付の取締役会において決議いたしました、EVO FUND(以下「割当予定先」といいます。)に対する第三者割当の方法による第10回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の発行に関して、この度、2020年3月30日に本日発行価額の総額の払込みが完了したことを確認いたしましたのでお知らせいたします。

なお、本新株予約権の発行に関する詳細は、2020年3月6日付当社プレスリリース「第三者割当による第10回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行及び新株予約権の買取契約(コミット・イシュー※)の締結に関するお知らせ」及び同年3月11日付当社プレスリリース「第三者割当による第10回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行条件等の決定に関するお知らせ」をご参照ください。

<本新株予約権発行条件の概要>

(1) 割当日	2020年3月30日
(2) 発行新株予約権数	29,791,000個
(3) 発行価額	総額3,872,830円(新株予約権1個あたり0.13円)
(4) 当該発行による潜在株式数	29,791,000株(新株予約権1個につき1株) 上限行使価額はありません。 下限行使価額は当初11円としますが、下限行使価額においても、潜在株式数は29,791,000株であります。
(5) 資金調達額	584,692,830円(注)
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額は、20円とします。 本新株予約権の行使価額は、2020年3月31日に初回の修正がされ、以後3取引日(株式会社東京証券取引所(以下、「取引所」といいます。)において売買立会が行われる日をいいます。以下同じ。)が経過する毎に修正されます。本条項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日(当日を含みます。)から起算して3取引日目の日の翌取引日(以下「修正日」といいます。)に、修正日に先立つ3連続取引日(以下「価格算定期間」といいます。)の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の、それぞれ90%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り上げた額(以下「基準行使価額」といいます。但し、当該金額が、下限行使価額を下回る場合は下限行使価額とします。)に修正されます。また、いずれかの価格算定期間内に本新株予約権の発行要項第11項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されます。

(7) 募集又は割当て方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を EVO FUND に割り当てます。
(8) その他	当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく有価証券届出書による届出の効力発生後に、下記「本新株予約権（コミット・イシュー）の特徴」に記載する行使コミット条項、割当予定先が本新株予約権を譲渡する場合には当社取締役会による承認を要すること、本新株予約権の発行要項第 14 項に基づく本新株予約権の取得については原則として割当予定先の同意を要すること等を規定する本新株予約権買取契約を締結します。

(注) 資金調達額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達額は変動します。加えて、上記資金調達額の計算に際して用いられている本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は本新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。

#### ※本新株予約権（コミット・イシュー）の特徴

当社が本新株予約権の対象となる当社普通株式の予定株数（29,791,000 株）をあらかじめ定め、行使期間中の取引日の終値に基づき、本新株予約権の発行日の翌日以降、原則として 12 ヶ月以内に、EVO FUND が必ず本新株予約権の全てを行使する（**全部コミット**）手法です。またそれに加えて、本新株予約権の発行日の翌日以降 12 ヶ月にわたって、原則として 1 ヶ月毎に、2,000,000 株相当分以上の本新株予約権を行使することを約しております（**月間コミット**）。前者の「全部コミット」と後者の「月間コミット」の組み合わせが、本新株予約権の特徴です。

	第 10 回新株予約権
発行数	29,791,000 個
発行価額の総額	3,872,830 円
行使価額の総額	595,820,000 円（注 1）
期間	原則約 12 ヶ月 (コミット期間延長事由発生時を除く)
修正回数（原則）	通算で 82 回（予定） (3 取引日毎に修正、計 82 回)
行使価額	3 連続取引日における終値の単純平均値の 90%
全部コミット	12 ヶ月以内における本新株予約権の 発行数全ての行使を原則コミット
月間コミット	発行日の翌日以降 12 ヶ月にわたり、1 ヶ月毎に本新株予約権の 2,000,000 個以上の行使をコミット
下限行使価額	11 円

(注) 1. 上記行使価額の総額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。